5　債権者関根一彦からは、債権全額の免除を受ける。
6　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。

以上

（別紙省略）

東京地方裁判所民事第８部

更生計画認可

平成１３年（ミ）第２号

福岡市中央区中央街５番３号
更生会社　株式会社クリオ・ビズ

1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針
１　営業の廃止
２　弁済資金
⑴　平成21年１月20日現在の現金・預金の残高は金５億7,413万8,865円である。
⑵　二丈町の不動産は公園の利用権をつけて処分することになるが、公園事業の許可の承継は福岡県の承認を必要とし、事業承継後でなければ所有権移転はできない。したがって、福岡県の承認を得られるような事業主体を探さなければならない。
現在、福岡県と協議しながら承継者を探しているが、4,000万円を超える金額で処分することは難しいのが現状である。
⑶　そこで、更生担保権者に対しては二丈町の物件を処分できた時点で売買代金の中から支払い（但し、売買代金が更生担保権4,000万円に満たないときは残額について免除を得る）、一般更生債権者に対しては現時点で中間配当を実施し、二丈町の売買代金が4,000万円を超えるなどの原因で配当財源が生じたときに再度配当を実施することにした。
現有預金金５億7,413万8,865円から下記のような優先債権及び今後の経費合計2,233万4,338円を控除した金５億5,180万4,527円が一般更生債権者への中間配当額となる（一般更生債権元本に対する配当率7.22％）。
①　優先債権　金868万1,010円
②　３年分の固定資産税　金503万円
③　３年分の人件費　金720万円
④　３年分の借地料　金55万円
⑤　その他の経費　金87万3,328円
第３章　更生担保権等に関する権利の変更と弁済・納付方法
第１節　更生担保権の弁済方法
第１　不動産にかかる更生担保権
１　確定債権
別表９のとおり、更生担保権者三洋信販債権回収株式会社（譲渡前の債権者㈱西日本銀行）で確定債権4,000万円である。
２　権利の変更
上記確定債権額に対し対象物件の処分代金をもって支払い、処分価格が4,000万円に満たないときは、不足分について免除を受ける。
３　弁済方法
対象物件の売買契約が実行された日から１か月以内に支払う。
第２　リースにかかる更生担保権
リースにかかる更生担保権はない。
第２節　優先的更生債権の権利の変更と弁済・納付方法
第１　公租公課
１　届出債権
別表10のとおり、３機関で
⑴　本税合計　金8,681,010円
⑵　更生手続開始決定の日の前日までの延滞金等合計　金206,300円
⑶　更生手続開始決定の日以降同日から起算して１年を経過する日までの間の延滞金等合計　金1,197,200円
⑷　更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定の日の前日までの延滞金及び更生計画認可決定日以降完納に至るまでの間の延滞金等　額未定
２　権利の変更
⑴　更生手続開始決定の日以降同日から起算して１年を経過する日までの間の延滞金等及び更生計画認可決定日以降完納に至るまでの間の延滞金等はその全額につき免除を受ける。
⑵　更生手続開始決定の日の前日までの延滞金等及び更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定の日の前日までの延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て、その全額につき免除を受ける。
３　納付方法
上記免除後の公租公課については、更生計画認可確定後１ヶ月以内に一括納付する。
第２　労働債権（優先的更生債権）
労働債権はない。
第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法
第１　確定債権
別表11のとおり、債権者４社（人）であり、確定債権総額合計　金164億8,174万1,108円である。
内訳は
⑴　確定元本額合計
金76億4,272万1,949円
⑵　更生手続開始決定の日の前日までの利息損害金合計
金88億3,910万9,159円
第２　権利の変更
１　利息及び損害金
利息及び損害金はその全額につき免除を受ける。
２　元本
更生計画認可決定時に確定した元本の92.78％に相当する金額の免除を受ける。但し、その後生じた財産について配当手続きを実施する場合には免除を撤回することができる。
第３　弁済方法
更生計画認可決定確定後３カ月以内に、上記免除後の金額の全額を払う。
第４節　劣後的更生債権の権利の変更
確定および未確定の劣後的更生債権はない。
第５節　未確定更生債権の措置
なし。
第６節　弁済・納付に関するその他の事項
第１　弁済の場所
更生計画における弁済は、債権者が指定する金融機関の口座に振込送金する方法で行う。ただし、振込手数料は、更生会社の負担とする。
第２　債権の放棄及び取下げの取扱い
平成21年１月29日以降更生計画認可決定の日までに、更生担保権又は更生債権の一部放棄及び一部取下げがあったときは、更生計画に定める権利の変更及び弁済の方法の定めは、残債権額を基準として適用する。
第３　債権譲渡等の取扱い
平成21年１月29日以降更生計画認可決定の日までに、更生担保権は更生債権の譲渡等を原因として、債権の全部または一部について届出名義の変更があった場合においても、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、届出名義変更前の債権額を基準として適用する。
第４　端数の取扱い
更生債権の権利の変更において生じる免除後の債権額の１円未満の端数は切り上げる。
第４章　株主の権利の変更
なし
第５章　新株の発行
なし
第６章　弁済資金の調達方法と予想超過収益等の処理
第１　弁済資金の調達
現有資産による。
第２　予想超過収益等の使途
一般更生債権確定元本額に応じて按分した金額を弁済する。
第７章　共益債権とその弁済方法
未払い共益債権はない。
第８章　少額更生債権の弁済
未払い少額更生債権はない。
第９章　担保権等の措置
第１節　担保権の処理
第１　存続する担保権
存続する担保権はない。
第２　リースその他の担保権
リースその他の担保権はない。
第10章　定款の変更
なし
第11章　役員の選任等
なし

以上

福岡地方裁判所第４民事部